

令和3年度 福岡県最低賃金審議会
福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

公益代表委員案

福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金

- 時間額 957 円
- 引上げ額 +13 円
- 引上げ率 1.38 %
- 効力発生の日 令和3年12月10日

令和3年10月6日

第4回 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

公益代表委員見解

公益代表委員としては、今年度の福岡県（輸送用機械器具製造業）最低賃金については、13円の引上げを妥当なものとする。その理由は、次の通りである。

- 1 新型コロナウイルス感染拡大に伴って、雇用・経済にかかる先行きが非常に不透明であった昨年度においては、輸送用機械器具製造業最低賃金の改定について、最終的な労使間の合意により、「公労使が、来年度以降の審議を見据えたうえで、全会一致のもと、今年度については、意思をもって改正決定を見送る」とされ、その結果、当該賃金額は据え置きとなったものである。

今年度においても、依然として当該産業界を取り巻く状況は厳しいものがあるとの認識を共有しつつも、2019年度以前までとりくまれてきた地域間格差の是正や福岡県内の他業種との賃金格差の是正、あるいは、同一価値労働同一賃金等に基づいて非正規労働者の労働条件を向上させる必要性など、経済の好循環を生み出す必要性等から展開されてきた最低賃金額の引上げの流れの継続性は、維持する必要があると思料される。

- 2 特定最低賃金の引上げは、福岡県の基幹産業である自動車産業を中心に、産業界の先頭で精励する基幹的労働者のための賃金・労働条件の底上げに寄与するとともに、産業の適正な賃金相場を形成することによって産業界全体の魅力を高めることにつながる、労使双方にとっての重要なとりくみである。したがって、関係労使双方のイニシアティブにもとづき、賃上げ額についての妥結点を見出すことが望ましい。

- 3 労働者代表委員は、2021春闘において、福岡県下の300人未満の定昇込みの賃上げ率が1.84%（賃上げが明確にわかる労働組合の賃上げ率0.56%）となったとの結果等や、福岡県の輸送用機械産業における高い付加価値生産性等に基づき、労働組合加入の労働者と最低賃金で働く労働者との賃金額の乖離縮小を求め、協約最低賃金の最下限である22円の引上げを主張している。輸送用機械器具製造業最低賃金が昨年度に据え置かれていることをもってすれば、労働者代表委員の「引上げるべき」との主張には、十分な理由があると思料するものである。

- 4 他方、使用者代表委員が主張するように、2018年に端を発した米中貿易摩擦の影響、あるいは、自動車産業界において「百年に一度の大変革」が到来し、「脱炭素化」が進んでいる事象等に加え、世界的なコロナ感染拡大が産業界に現行与えている経済的な影響はまだ大きく、同産業内の多くの企業では、輸入半導体などの部品不足とともに、とりわけ、東南アジアのロックダウンによる部品不足等によって大幅な減産体制となっており、平時の経営環境とは大きくかけ離れた状況が未だ続いているこ

とも理解されるべきである。

こうした状況は、日銀が直近に発表した9月期の九州・沖縄の金融経済概況（9月15日発表）においても、主要産業の生産動向について、輸送機械につき、「自動車は、部品の供給制約の影響により、大幅に減少している」として、その輸出景気を前回の「高水準で推移している」から今回「足踏み状態となっている」と基調判断し、また、生産景気を前回の「持ち直している」から今回「足踏み状態となっている」との基調判断しているところからも推察される。

加えて、産業界のサプライチェーンの構成員たる、各種部品を生産する2次メーカーなど多くの中小・小規模事業者では、賃金水準の引上げ前に、雇用調整助成金・融資等によって雇用の確保を優先せざるを得ない経営環境下にある。そうした中においては、短期的な観点だけでなく、中・長期的な観点から、賃金支払い能力について一定程度、考慮をせざるを得ない。

以上のような経済状況や、現在おかれている事業者の厳しい経営状況に鑑みれば、使用者代表委員が特定最低賃金の大幅な引上げに否定的であることにも、相当な理由があるものと考えらる。

- 5 労使のイニシアティブによって本来決められるべき特定最低賃金の制度趣旨に鑑みれば、公益代表委員として最終的な金額調整に介入することは妥当ではない。しかしながら、この間の審議において、上記のような労使双方の観点に即して協議を尽くしてきたものの、主張の対立の解消に至らなかったため、今年度にかかる輸送用機械器具製造業の最低賃金改定については、労使双方の歩み寄りが期待できる最低限度の金額を提示することを、やむなく選択せざるを得ないものである。
- 6 以上のことから、公益代表委員としては、今年度にかかる輸送用機械器具製造業最低賃金の最低賃金改定については、労使双方がそれぞれ主張する引上げ額を踏まえつつ、労使双方に異論を生じない客観的、具体的な金額として今年度の「賃金改定状況調査」結果に基づく製造業にかかる「Cランク」の改定上昇率1.4パーセントを踏まえ、現行の最低賃金額944円に1.4パーセントを乗じた額として算出した「13円」を今年度の最低賃金の引上げ額とすることが適当と思料する。
- 7 なお、公益代表委員としては、平時においては、上記1および2で述べたような最低賃金の引上げの観点やそれらの主旨は非常に重要なことと考えているものの、他方、3で述べたような昨年度以降において続いている、コロナ禍の特殊な環境下においては、平時の環境同様での引上げは困難と判断したことを改めて確認しておきたい。

以 上

(案)

令和3年10月6日

福岡地方最低賃金審議会
会長 平木 真朗 殿

福岡地方最低賃金審議会
福岡県輸送用機械器具製造業
最低賃金専門部会
部会長 中野 由美子

福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月17日、福岡地方最低賃金審議会において付託された福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねたものの、全会一致に至らず、別紙1のと通りの審議経過をもって、令和3年10月6日に結審したことを報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員は、別紙2のとおりである。

審議経過

- 1 労働者代表委員は、審議終了の時点において、22円の引上げを主張した。
- 2 使用者代表委員は、審議終了の時点において、13円の引上げを主張した。
- 3 審議を打ち切り、「福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金について、時間額957円、引上げ額13円、引上げ率1.38パーセントとする」旨の公益代表委員案を示し、採決を行った。
- 4 専門部会委員8名（部会長を除く）による採決の結果、賛成5人、反対3人で賛成が過半数を占め、公益代表委員案は決議された。

令和3年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会 委員名簿

(令和3年9月8日任命：五十音順)

種別	氏名	現職
公益代表委員	○ ^{つる} 鶴 ^{りえ} 利絵	弁護士
	◎ ^{なかの} 中野 ^{ゆみこ} 由美子	社会保険労務士
	^{ひらい} 平井 ^{さわこ} 佐和子	西南学院大学 法学部 教授
労働者代表委員	^{にしむら} 西村 ^{わたる} 渡	日産労連 九州・中四国地域本部 副本部長
	^{はまさき} 濱崎 ^{たけひろ} 健泰	トヨタ自動車九州労働組合 書記長
	^{よしむら} 吉村 ^{じゅんじ} 淳治	全日本自動車産業労働組合総連合会 福岡地協議長
使用者代表委員	^{たかはし} 高橋 ^{しんすけ} 辰輔	日産自動車九州株式会社 人事・渉外部 人事課 主管
	^{つばね} 坪根 ^{けんたろう} 謙太郎	トヨタ自動車九州株式会社 人財開発部 労政室長
	^{よしおか} 吉岡 ^{ひでき} 秀樹	福岡県中小企業団体中央会 専務理事

(注) ◎は部会長、○は部会長代理である